

平成 22 年 9 月 15 日

共用試験に至るまでの獣医学生の質保証：段階的な対応について

全国獣医学関係大学代表者協議会会長

吉川 泰弘

平成 22 年 6 月 30 日付けの獣医事審議会計画部会報告書に基づいて、農水省消費安全局畜水産安全管理課長名で、同日各獣医科大学あてに「獣医学生の臨床実習における獣医師法第 17 条の適用について」という文書が送付されたことをご承知のとおりです。

全国獣医学関係大学代表者協議会においては、獣医学生の臨床実習における違法性阻却の最終的な解決手段としていかなる方法が適当かを、獣医学共用試験調査委員会（委員長：北里大学高井伸二教授）を設けて鋭意調査・検討して参りましたが、本年 3 月の本協議会に於いて、「医学・歯学・薬学の手法を参考として「共用試験」を選択することを視野に入れて今後議論すべきである」との答申を受けたところです。この答申を受け、本協議会では共用試験に向けた準備委員会を立ち上げることの合意がなされました。

しかしながら、本協議会に於いて共用試験を実施することが正式に合意されたとしても、コアカリキュラムの策定と実施など、多くの問題を解決しなければならず、他分野の状況を参考にすると最短でも 6～7 年の歳月を要すると考えられます。すなわち、共用試験実施まで空白期間が生じることとなります。この空白期間において、社会へのアピールは決して十分ではないにしろ、「現時点で可能な学生の質保証の手段」を最大限に行使しておかなければ、参加型臨床実習の実施にむけて大きな障害となると考えられます。

この度、本協議会内に設置した獣医学共用試験準備委員会（委員長：北里大学高井伸二教授）より、共用試験実施までの期間に於いて各大学が自主的に実施すべき方策について、以下の様なご意見をいただきました。各大学におかれましては、特段のご配慮いただきたくお願い申し上げます。

共用試験実施までの期間において各大学が自主的に実施すべき方策（案）

（各大学が作成すべきガイドラインで考慮すべき内容）

1. コアカリキュラム制定後の措置

平成 23 年度中にはコアカリキュラムが公示される予定であるが、各大学にあっては速やかにこの内容を大学カリキュラムへ反映させる。新カリキュラムが実施される学年の学生から共用試験の受験資格が与えられる。

2. シラバスの整備

協力者会議小委員会での各大学の教育実態調査において、シラバスがないあるいは不十分な大学が散見された。各大学は今一度シラバスを確認するとともに、具体的教授項目（コアカリの一般目標・到達目標に相当するもの）を含むよりきめ細かなシラバス整備に着手する。

3. 単位認定の厳格化

各大学は優良可などの段階的な評価を行っているが、卒業や進級に際しては単位を取得出来たかどうかで判断している。この慣習が個別の学生の事情に照らして単位を安易に出してしまう（不可をつけない）原因となっており、大学の単位が社会からあまり信用されない要因となっている。この点について各大学での議論を深めることが重要である。GPA : Grade Point Average 制¹などを解決方法として考慮する。

4. 大学間相互評価

私立大学においてはすでに第 6 次の相互評価作業が行われているが、国公立大学においては基準協会による大学あるいは学部単位での評価しか行われていない。今後、私立大学にあっては教育内容にさらに踏み込んだ評価を行うとともに、国公立大学にあっては早急に相互評価作業に取りかかることが重要である。相互評価による学生の質保証の手法は、共用試験実施後においても必須の項目であることが薬学の実務型実習報告書（平成 19 年厚労省）に記載されている。

¹ GPA (Grade Point Average、グレード・ポイント・アベレージ) は、各科目の成績から特定の方式によって算出された学生の成績評価値のこと、あるいはその成績評価方式のことをいう。欧米の大学や高校などで一般的に使われており、留学の際など学力を測る指標となる。日本においても、成績評価指標として導入する大学が増えてきている。

例えば、各科目の 5 段階評価を、以下のように換算し合計する。(Wikipedia)

- * 優もしくは秀 (90 - 100 点) ・ A - 4
- * 良もしくは優 (80 - 89 点) ・ B - 3
- * 可もしくは良 (70 - 79 点) ・ C - 2
- * 準可もしくは可 (60 - 69 点) ・ D - 1
- * 不可 (59 点以下) ・ F - 0

5. 宣言（これについては全国協議会名で）

この様に、獣医学教育に携わる教員が学生の質保証に関わる最大限の努力を行っていることを、例えば「21世紀グローバル化を目指した獣医系大学教育の方向性（声明）」といった形で社会に対して宣言する。看護系大学がその様な趣旨で、声明文を発している（平成19年）（コアカリ策定と共用試験実施準備の作業を進めている）。

参考

共用試験実施に至るまでの工程表（最短のシナリオを想定）

年度	機関としての対応	各大学の対応
22	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 農水省報告書（通知） ✓ 空白期間における大学独自で実施する違法性阻却に向けたガイドラインの作成 ✓ 共用試験準備委員会立ち上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学独自で違法性阻却に向けた行動を開始する（ガイドラインに沿って）
23	<ul style="list-style-type: none"> ✓ コアカリ制定 ✓ 共用試験準備委員会立ち上げ（事業として） ✓ 相互評価案の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ✓
24	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 共用試験準備委員会報告書 ✓ 相互評価の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ コアカリ準拠のカリキュラム改正
25	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 試験問題作成の開始 ✓ 実施機構の設立準備 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象となる入学生の学年進行 1年次
26	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 	
27	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 共用試験試行 	
28	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 共用試験本格運用 	